平成２３年（フ）第５７７号
千葉市花見川区花見川２番22棟307号
債務者　吉川ヤス子
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５８６号
千葉県八千代市下市場２丁目１番19―704号
債務者　松本　勝代
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２４５号
兵庫県加古川市西神吉町大国65番地の４駒川ハイツ101号
債務者　樋口　京子
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３１９号
仙台市若林区一本杉町25番５―312号
債務者　佐藤　勝江
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４０１号
仙台市宮城野区新田２丁目17番30号　イーストハイツ106
債務者　阿部　真和
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４０２号
仙台市宮城野区新田２丁目17番30号　イーストハイツ106
債務者　阿部　優子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４３８号
宮城県宮城郡七ヶ浜町遠山５丁目３番11号
サンセールヴァーグ203号
債務者　立川　義光
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７４号
宮城県加美郡加美町字西町56番地３
債務者　渡邉　　勝
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第８０号
宮城県大崎市古川桜ノ目字二ツ谷85番地３
コーポ桜ノ目203号、従前の住所宮城県大崎市古川江合錦町３丁目１番23号　シティハウス永遠202号
債務者　佐々木鉄夫
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第１６３号
秋田県男鹿市福米沢字馬場田70番地
債務者　柏崎　年彦
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６６号
秋田市中通５丁目９番20―505号
債務者　村山　貴子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７３号
秋田市御野場４丁目８番16号
債務者　阿部　貴晃
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８０号
秋田市仁井田福島１丁目21番５号
債務者　池田　　光
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８１号
秋田市南通築地４番９号　アークシティ築地第１―507号
債務者　柏谷　悟志
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８３号
秋田市土崎港南１丁目３番59号
債務者　仁井田充晃
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８８号
秋田市下北手宝川字大西ケ沢66番地
債務者　小林　恵美（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３８号
秋田県大館市曲田字沢口57番地１、前住所東京都小平市学園西町２丁目28番５―204号
債務者　畠山　　稔
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
秋田地方裁判所大館支部